

用語解説（五十音順）

（あ行）

| 用語 | 説明 |
|--|---|
| 淡路全島一斉清掃の日 | 淡路島で行われている環境美化運動。7月の第1週の日曜日及び11月の第2週の日曜日を淡路全島一斉清掃の日とし、各市の町内会や学校、団体等から7月と11月合わせて約8万人の方々が参加し、清掃活動などを行っている。 |
| 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法) | 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することにより、海岸における良好な景観及び環境を保全することを目的とする法律。海岸漂着物等の円滑な処理及びその発生抑制を図るため必要な施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定める。 平成21年7月15日法律第82号。 |
| 沿岸漂砂 | 海浜における底質は波や流れにより常に移動している。この海浜における底質の移動現象あるいは移動物質を漂砂という。漂砂を移動方向で分類し、汀線に沿う方向成分の漂砂を沿岸漂砂という。 |
| 塩生植物群落 | 塩類を含んだ土地で生育できる植物、海岸の塩性湿地などで生育する植物の群落。 |

（か行）

| 用語 | 説明 |
|----------|---|
| 海岸管理者 | 海岸漂着物処理推進法においては、海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。 |
| 海岸法 | 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的として昭和31年に制定された法。平成11年に、防護・環境・利用の調和のとれた海岸を形成するため、抜本的な改正が行われた。 |
| 海岸保全基本計画 | 施設整備のみならず海岸の保全に関する基本的な計画として、地域の意見等を反映し、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が全国の71沿岸区分ごとに定めるもの。兵庫県では、大阪湾沿岸、播磨沿岸、淡路沿岸、但馬沿岸の計画を策定。なお、大阪湾沿岸は、兵庫県神戸市域から大阪府域を対象としており、大阪府と共同で策定。 |

| 用語 | 説明 |
|---------------------------|--|
| 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針 | 防護、環境、利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸の保全を進めていくため、平成11年に改正された海岸法に基づき、主務大臣が定めることとされた海岸保全に関する基本的な方針であり、今後の海岸行政の指針としての役割を果たすとともに、都道府県知事が海岸保全基本計画を策定するに当たっての基本的な方向性を示すものである。 |
| 快水浴場百選 | 人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として、環境省が平成18年に選定した全国の100カ所の水浴場。 |
| 海面清掃船 | 国土交通省が、瀬戸内海の良い環境を守るとともに、航行船舶の安全のため海面に浮遊するゴミや油を回収するために配備した船。神戸港等、全国に8隻配備している。 |
| 海陸風 | 海陸の温度差により日中は海から陸に、夜間は陸から海に向かって吹く風。 |
| 簡易基礎調査 | 県内海岸における調査実施時点における海岸漂着物等の推計を行うために実施した簡易調査。文献調査、現況把握（現場確認）、聞き取り調査を実施。 |
| 環境の保全と創造に関する条例 | 県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例。平成7年7月制定。 |
| 国の基本方針 | 「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」。円滑な海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向、地域計画の作成に関する基本事項、協議会に関する基本事項、海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項等が定められた。平成22年3月30日閣議決定。 |
| クリーンアップひょうごキャンペーン | 兵庫県内全域における美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりのため、県内各地で展開する環境美化統一キャンペーン。環境省が提唱する「ごみ減量・リサイクル推進週間」[5月30日（ごみゼロの日）から6月5日まで]を皮切りに、環境月間（6月）及び海、山開きのシーズン（7月）中に実施する。 |
| 恒流 | 海水の密度差・風や地形の影響、河川水・外洋水の流入により生じた非周期的な流れ及び長周期の潮流等の流れ。 |

(さ行)

| 用語 | 説明 |
|----------------------|---|
| 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 | 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等や外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、堤防、離岸堤、砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施するもの。 |
| 災害等廃棄物処理事業費補助金 | 災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用に対する補助。 |
| 自然海岸 | 海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物のない海岸）。 |
| 自然環境保全基礎調査 | 全国的な観点から国内における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施している調査。一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書及び地図等に取りまとめられた上公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政のほか、環境影響評価等の各方面において活用されている。 |
| 自然公園法 | 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。同法に基づき、わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地については国立公園、国立公園に準ずる優れた自然の風景地は国定公園、都道府県を代表する自然の風景地については都道府県立自然公園に指定されている。 |
| 植生 | ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。 |
| 重要港湾 | 国際海上輸送網、又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を持つ港湾。 |
| 詳細調査 | 簡易基礎調査で把握した海岸漂着物等の顕著な海岸において、ごみの種類、量、範囲等を把握するために行った調査。 |
| 人工海岸 | 港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸。 |
| 侵食海岸 | 強い波浪等により海岸線が後退したり、海岸線の砂が減少あるいは消失したりした海岸。 |

| 用語 | 説明 |
|--------------------|--|
| 3 R | リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの頭文字をとったもの。 |
| 瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進協議会 | 兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画の作成に関する協議や海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行うため、設置した協議会。海岸管理者や市町、民間団体等で構成する。 |
| 瀬戸内海国立公園 | 昭和9年に雲仙や霧島とともに国内で最初に国立公園の一つとして指定された。紀淡、鳴門、関門、豊予の四つの海峡に区切られた面積の広い海域が公園区域として指定されており、陸域・海域を含めると日本一広大な国立公園である。 |

(な行)

| 用語 | 説明 |
|---------------|--|
| 21 世紀兵庫長期ビジョン | 21 世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像とその実現方向を明らかにするもので、全県的な視点から見た「全県ビジョン」と、歴史、風土、文化などを共有する広域的な圏域ごとに、地域住民が地域の将来像を描き、その実現に向けて主体的に取り組む指針である「地域ビジョン」からなる。平成 13 年 2 月策定。 |
| 日本の渚百選 | 平成 8 年から「海の日」が国民の祝日となったことを機会に、海の持つ重要な役割を改めて広く国民に認識してもらうとともに、海の恵みに感謝し、海を大切にする国民の心をはぐくむことを目的として、全国から、景観資源としての特色、海岸保全及び環境保全等の対策、生活者との深い関わり合い等の観点から、日本の渚・中央委員会によって選定されたもの。 |
| 日本の白砂青松 100 選 | 社団法人日本の松の緑を守る会によって、昭和 62 年 1 月 10 日に、国民が「白砂青松」に対しての認識を高め、愛護の念をつのらせ、緑濃い姿のままに次代に引き継ぐことを目的に選定、発表されたもの。 |

(は行)

| 用語 | 説明 |
|----------------------------|---|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) | 廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。 |
| 半自然海岸 | 道路、護岸、テトラポット等の人工構築物で海岸(汀線)の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。 |

| 用語 | 説明 |
|-----------------------|--|
| 干潟 | 海岸で低潮時に砂質または泥質が露出している場所。河口域または内湾に多く発達する。掘潜性の動物等特異な動植物が生育する場所である。 |
| 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 | 災害の発生時において、兵庫県、各市町及び関係一部事務組合が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めたもの。平成 17 年 9 月 1 日締結。 |
| ひょうご循環社会ビジョン | 来るべき循環型社会のあるべき姿を明らかにするとともに、地方からの積極的な情報発信を行う必要があるとの観点から、単なる既存事業や既存施策の枠組みにとらわれることなく、長期的な視点に立った、廃棄物・リサイクル対策における目指すべき社会とその取組の方向を示す指針。平成 13 年 5 月策定。 |
| 文化財保護法 | 文化財の保護及びその活用を図り、国民の文化的向上に資すること等を目的とする法律。文化財のうち重要なものについて、文化審議会の答申を受けて文部科学大臣が指定・選定等を行い、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国による重点的な保護の対象としている。指定・選定等された文化財については、現状変更等の一定の制限が課される一方、保存修理等のため国が必要な助成措置を講じている。 |
| 閉鎖性海域 | 湾内の最大断面積に比べて湾口部の断面積が小さいため、海水交換が悪く水質汚濁や富栄養化が起こりやすい海域のこと。国内では、瀬戸内海、東京湾、伊勢湾など 88 海域がある。 |

(ま行)

| 用語 | 説明 |
|--------|----------------------|
| モニタリング | 監視・追跡のために行う観測や調査のこと。 |

(ら行)

| 用語 | 説明 |
|-----------|---|
| レッドデータブック | <p>絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況等を取りまとめたデータブック。</p> <p>兵庫県では、平成 7 年に全国に先駆けて兵庫県版レッドデータブック、「兵庫の貴重な自然」を作成し、平成 15 年に「改訂・兵庫の貴重な自然(兵庫県版レッドデータブック 2003)」として取りまとめた。平成 21 年度から、地域の特色ある生物や生態系等を含む新たなレッドデータブックの作成に着手。</p> |